

# 市第16号議案 横浜市手数料条例の一部改正

## 1 趣旨

建築基準法（以下「法」といいます。）の一部を改正する法律の公布（平成30年6月27日付）に伴い、新たに創設される許可及び認定手続に係る手数料を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正します。

## 2 条例改正の概要

### (1) 新設する手数料一覧

新設される許可及び認定申請		手数料	
ア	接道規制の適用除外に係る認定申請	27,000円	
イ	存続期間が1年を超える仮設興行場等の建築許可申請	160,000円	
ウ	道路境界線から壁面線の指定がある場合等の建築物の建蔽率の特例許可申請	33,000円	
エ	建築物の用途の変更に係る全体計画の認定申請及び変更認定申請	120,000円	
オ	一時的な用途の変更に係る建築物の使用許可申請	転用期間1年以内	120,000円
		転用期間1年超え	160,000円

### (2) 新設する手数料の概要

#### ア 接道規制の適用除外に係る認定申請手数料

##### 新設される認定制度

接道規定を満たしていない敷地に対して建築審査会の同意が必要な許可で建築を可能としていたもののうち、一定の要件を満たすものは建築審査会の同意が不要な認定で建築を可能とする制度が創設されます。

##### 手数料金額

審査所要時間等を考慮し、類似の認定申請手数料と同額の27,000円とします。

法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可 ※建築審査会の同意が必要	33,000円
新設	法第43条第2項第1号の規定に基づく認定 ※建築審査会の同意は不要 27,000円
既設	法第43条第2項第2号の規定に基づく許可 ※建築審査会の同意が必要 33,000円

#### イ 存続期間が1年を超える仮設興行場等の建築許可申請手数料

##### 新設される許可制度

許可により存続期間が1年以内の仮設興行場等の建築を可能とする現行制度に加え、建築審査会の同意が必要な許可により存続期間が1年を超える仮設興行場等の建築を可能とする制度が創設されます。

##### 手数料金額

審査所要時間等を考慮し、類似の許可申請手数料と同額の160,000円とします。

法第85条第5項の規定に基づく許可 (存続期間が1年以内) ※建築審査会の同意は不要	120,000円
既設	法第85条第5項の規定に基づく許可 (存続期間が1年以内) ※建築審査会の同意は不要 120,000円
新設	法第85条第6項の規定に基づく許可 (存続期間が1年超え) ※建築審査会の同意が必要 160,000円

#### ウ 道路境界線から後退して壁面線の指定がある場合等の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料

##### 新設される許可制度

隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等で、許可により建蔽率の緩和を可能とする現行制度に加え、道路境界線から後退して壁面線の指定がある場合等で、許可により建蔽率の緩和を可能とする制度が創設されます。

手数料金額 審査所要時間等を考慮し、類似の許可申請手数料と同額の33,000円とします。

法第53条第4項の規定に基づく許可 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等	33,000円
既設	法第53条第4項の規定に基づく許可 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等 33,000円
新設	法第53条第5項の規定に基づく許可 道路境界線から後退して壁面線の指定がある場合等 33,000円

#### エ 建築物の用途の変更に係る全体計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料

##### 新設される認定制度

既存の一の建築物について増改築等を行う場合に、全体計画を認定することで段階的な改修等を可能とする現行制度に加え、用途の変更を行う場合も同様に全体計画を認定することで段階的な改修等を可能とする制度が創設されます。

手数料金額 審査所要時間等を考慮し、類似の認定申請手数料と同額の120,000円とします。

法第86条の8第1項(第3項)の規定に基づく認定 増改築等を伴う 全体計画の認定(の変更)	120,000円
既設	法第86条の8第1項(第3項)の規定に基づく認定 増改築等を伴う 全体計画の認定(の変更) 120,000円
新設	法第87条の2第1項(第2項)の規定に基づく認定 用途変更の 全体計画の認定(の変更) 120,000円

#### オ 一時的な用途の変更に係る建築物の使用許可申請手数料

##### 新設される許可制度

許可により既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用することを可能とする制度が創設されます。なお、イと同様に、転用期間が1年以内の場合は建築審査会の同意が不要で、転用期間が1年を超える場合は建築審査会の同意が必要になります。

##### 手数料金額

審査所要時間等を考慮し、転用期間が1年以内の場合は類似の許可申請手数料と同額の120,000円とし、転用期間が1年を超える場合は類似の許可申請手数料と同額の160,000円とします。

新設	法第87条の3第5項の規定に基づく許可 (転用期間が1年以内) ※建築審査会の同意は不要 120,000円
新設	法第87条の3第6項の規定に基づく許可 (転用期間が1年超え) ※建築審査会の同意が必要 160,000円

### (3) 所要の改正

法改正に伴う条項ずれ等に伴い、法を引用している条文等について所要の改正を行います。

## 3 施行日

改正される法の施行日と同日

上記2の(2)ア、イ、(3)・・・(改正される法の公布日(H30.6.27)から3か月以内)

上記2の(2)ウ、エ、オ、(3)・・・(改正される法の公布日(H30.6.27)から1年以内)